

今月号の紙面

平成27年度事業の総括………	2面
平成28年度新事業について……	2面
経済センサス活動調査………	2面
ビックサイトからのお知らせ……	2面
東京都からのお知らせ………	3面
産技研からのお知らせ………	3面
地域からのお知らせ………	3面
工団連からのお知らせ………	4面
「リレー随想」第2回………	4面

工 団 連

発行所
 一般社団法人 東京工業団体連合会
 東京都中央区銀座2-10-18
 東京都中小企業会館5階
 電話 (03) 3546-2525
 F A X (03) 3546-2853
 (購読料1部100円、年間600円 会費より徴収)
<http://www.tokyo-koudanren.or.jp>

工団連「助成事業」の積極的活用を

「ものづくり基盤強化」など3事業

工団連は東京都・都議会自民党の強力な支援を受け「ものづくり基盤強化支援事業」「専門家派遣事業」「依頼試験等助成事業」の3事業を推進して来ましたが、「ものづくり基盤強化支援事業」は地域の工業・産業団体が会員企業を対象とした事業実施に際して利用するものです。平成28年度より新たな3年目を迎える本年度は活用の事例も増え、より利用しやすい制度となっております。

一方「専門家派遣事業」「依頼試験等助成事業」は地域団体の会員企業が直接利用する助成事業で、こちらも年々認知が高まり多くの会員企業にご利用いただいております。本稿では改めて事業の紹介を致しますので積極的に活用下さい。

ものづくり基盤強化支援事業

工団連加盟の地域工業・産業団体がものづくり現場を取巻く厳しい経営環境に対応するため必要な基盤技術を強化して行うこととする取組みに対し、工団連が東京都からの支援を受け、その2/3を助成するものです。

(事例1) 展示会の開催や出張

◆地域団体が自ら展示会、見本市などを開催したり、自治体や企業団体などが開催する展示会や



多くの企業が出展した「産業交流展 2015」

見本市に出展し会員企業の優れた製品・技術のPRや販路開拓を支援する。

・「〇〇産業見本市」「〇〇工業フェア」「〇〇区産業展」「テクニカルシヨウ」など。

・ブース借上げ、ブース装飾、販促物作成、資材運搬等の委託費用が助成対象となります。

(事例2) 先端・先進工場、施設の見学

◆ものづくりの先進工

ものづくり基盤強化支援事業

場や先端技術の見学を通して、会員企業の意識改革や人材育成、また最新技術の習得による技術向上に繋げたり、会員企業との連携を深める活動へ

の支援。

《活動例》

・「先進クルマ工場の視察」「先端公害防止施設に繋げたり、会員企業との連携を深める活動へ



工場見学での記念撮影



熱心に工場見学



研修会の風景

ものづくりをテーマにした研修会や講演会の開催により、会員企業の経営者・従業員の知識習得、意欲の向上を支援する。

《活動例》

・ものづくりをテーマにした講演会「3Dプリンター講座」「専門技術

「有数のものづくりの集積・産地等の工場まわりの視察」による研鑽

《助成対象経費》

・バスの借上げ費用、高速道路代等が助成対象となります。

(事例3)

◆ものづくりをテーマにした研修会や講演会の開催により、会員企業の経営者・従業員の知識習得、意欲の向上を支援する。

研修」等の開催

《助成対象経費》

・講師謝金、会場・施設借上げ、資料作成・印刷委託費等が助成対象となります。

《助成内容》

・1件当たり360万円を限度として2/3を助成

*残り1/3の経費を区等の自治体の助成が得られる場合、併用は可となります。

事例以外の場合でも助成対象となる場合がありますのでお気軽にお問合せ下さい。

経営・技術の課題を解決 専門家を無料で派遣

専門家派遣事業

専門家派遣事業は、平成24年度に開始してから5年目を迎えますが、ご好評をいただき、年々申し込みが増加しています。利用された方からは、専門家からのアドバイスが「すぐに役に立った」「もっと派遣回数を増やして

「派遣する専門家」

ただき、会社経営にお役立てください。

【派遣する専門家】

中小企業診断士、技術士、弁理士、税理士、社会保険労務士、公認会計士等の公的資格保有者ほか、各専門分野についてご相談ください。

【お申込み】

「専門家派遣事業 利用申込書」を工団連のウェブサイトでダウンロードも利用出来ます。

費用

専門家の報酬、派遣先までの交通費は工団連が負担します。ただし原則として専門家の派遣先は都内といたします。都外の拠点への派遣に際しては、個別にご相談ください。

II 助成限度額

上限20万円(対象経費の2/3以内)

同じ年度内であれば上限に達するまでは何回でも利用出来ます。

◆各事業についてのお問い合わせ先

(一社) 東京工業団体連合会事務局 ☎ 03 - 3564 - 2525
[//www.tokyo-koudanren.or.jp/](http://www.tokyo-koudanren.or.jp/)
 工団連ではこれ以外に地域の工業・産業団体と共催でセミナー・講演会を開催しています。また、会員企業の従業員を対象とした各種の研修・セミナーを開催し人材育成・教育のサポートをしています。これらは低コストで費用が掛かりません。今年度も工団連ではこれらの助成事業を開催しますので地域団体・会員企業の皆様の積極的な利用を御願い致します。

依頼試験等助成事業

工団連は、製造事業者等が技術開発及び製品開発や技術革新の際に必要な依頼試験、技術支援や開発支援等の経費を助成しています。

なお、申込みと試験実施が同日で、工団連への申込みが実施日以降になる場合でも受け付け可能ですので、担当者にご相談下さい。

I 事業内容

「工団連」の会員である都内各地区の工業会や産業協会に加入している会員の製造事業者等が、技術開発及び製品開発等に係る課題の解決又は技術革新を図るため、試験研究機関で依頼試験等を行う場合、利用の際に要する経費の一部を助成する。

II 助成限度額

上限20万円(対象経費の2/3以内)

同じ年度内であれば上限に達するまでは何回でも利用出来ます。

【利用の流れ】

- ①お申込み
- ② 用紙は工団連のウェブサイトでダウンロード、(ご案内チラシ裏面) ② 専門家のマッチング (または企業推薦) ③ 専門家を指名することでも出来ます
- ③ 派遣実施計画作成
- ④ 相談にもつき専門家が作成します
- ⑤ 専門家派遣
- ⑥ 利用報告
- ⑦ 工団連に報告書をご提出いただきます
- ⑧ 助成対象経費
- ⑨ 助成対象経費は、1に掲げる試験研究機関が提供するもので、2に掲げるサービスを利用した場合の利用料金です。
- 1 試験研究機関
- (1) 大学又は高等専門学校
- (2) 東京都立産業技術研究センター等の国・地方公共団体が設立した機関
- 2 請求
- (1) 依頼試験等の依頼を証する書類の写し助成対象経費の支払いが確認できるもの(領収書・振込依頼書等)
- (2) 工団連への申込みが実施日以降になる場合でも受け付け可能です。
- 3 申請・請求時に必要な添付資料
- 1 申請
- (1) 利用する試験研究機関及び依頼試験等の概要がわかるもの。
- (2) 前年度の法人事業税、法人住民税の納付が確認できるもの(納付書等)
- 2 申請
- (1) 実地技術支援
- (4) 試験機器の利用
- (5) オーダーメイド開発支援
- IV 申請要件
- ・工団連加盟の地域団体の会員企業(新規会員含む)
- ・同一の依頼試験等を対象として、国又は地方公共団体その他の機関から助成金等を受けていないこと。
- ・法人事業税、法人住民税等を滞納していないこと。